

鳥取県東部広域行政管理組合告示第4号

鳥取県東部広域行政管理組合が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の11第3項の規定により告示する。

平成29年3月31日

鳥取県東部広域行政管理組合  
管理者 鳥取市長 深澤義彦

1 建設工事の入札参加資格

鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町又は八頭町の競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

2 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の入札参加資格

鳥取市の競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。